## 令和6年度入湯税の使途に関する説明書

入湯税は、地方税法第701条に規定する目的税であり、環境生衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てられます。

只見町の入湯税の決算額や使途状況の概要についてお知らせします。

(単位:千円)

					<del> </del>
事業名	事業費	財源内訳			
		入湯税	一般財源	補助金	その他
浄化槽設置整備事業	1,200	10	635	555	
簡易水道特会事業費繰出金	48,112	710	47,402		
集落排水特会事業費繰出金	140,108	2,067	138,041		
入湯税充当事業 小計	189,420	2,786	186,078	555	0
南会津地方環境衛生組合負担金	140,948		140,948		
環境衛生施設の整備 計	330,368	2,787	327,026	555	0